

# 令和7年度就学援助制度 申請者用案内文

川西市では、市立小・中学校に就学しているお子さんと、経済的な理由により、学校における学用品や給食等、教育費の支払いが困難な保護者に対し、その費用の一部を援助しています。

就学援助を希望される方は、次の要領で申請してください。

(この認定を受けても、学校で必要な費用の支払いは免除されません)

## 1 就学援助を受けることができる方

世帯の中で所得のある方全員の令和6年分《令和6年1月～令和6年12月》の総所得金額の合計が、次の基準以下の方(同一住所居住者は原則世帯人数に含め、所得は合算します)。

(純損失、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した金額)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	1人増すごとの 上乗せ金額
世帯収入額	323万円以下	349万円以下	418万円以下	472万円以下	524万円以下	584万円以下	※参考金額※
所得基準額	2,183,000円	2,373,000円	2,904,000円	3,336,000円	3,759,000円	4,239,000円	480,000円

※所得の見方(裏面参照)

ア 「令和6年分の確定申告書控」…**所得金額の合計欄**

イ 「令和7年度 市・県民税所得・課税証明書」…**合計所得金額欄(裏面参照)**

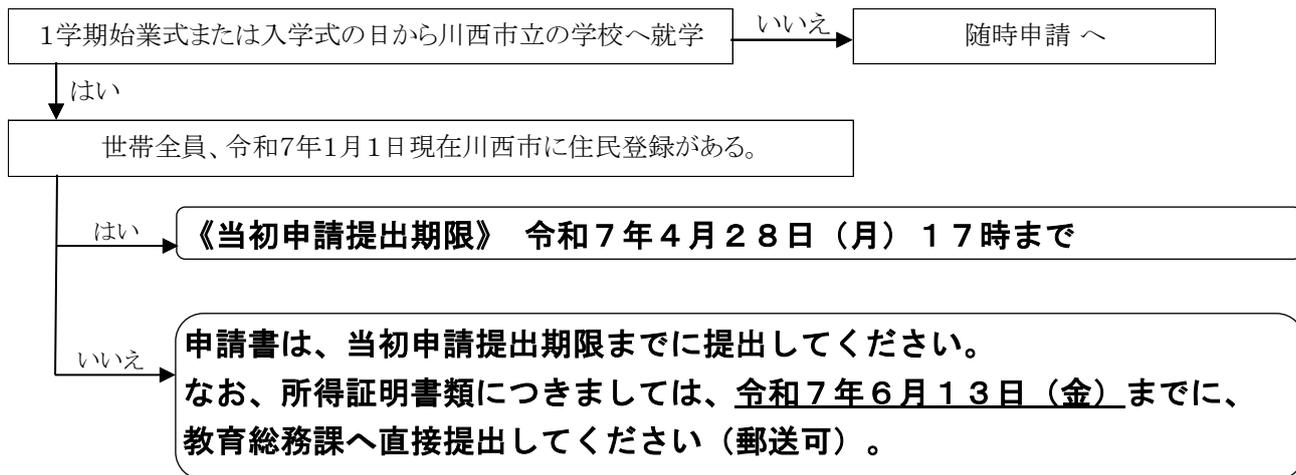
ウ 「令和7年度 市・県民税特別徴収税額の通知書」…**総所得金額欄(裏面参照)**

※上記の基準額を超えていても、世帯の令和6年分総所得金額が、認定基準額の倍額以下でありかつ世帯の令和7年分総所得見込金額が令和6年分総所得金額の半額以下である方は、教育総務課までご相談ください。(令和7年分総所得見込金額の証明書類の提出が必要です。)

## 2 申請手続き ※生活保護受給中の方は、申請不要です。

### ① 申請期間

#### 【ア 当初申請】



#### 【イ 随時申請】

川西市立の学校へ就学後から令和8年2月末日まで

(注) 受付した月の翌月から支給対象となります。

### ② 申請書の交付及び提出先

オンライン申請の場合は、必要事項を入力の上、申請してください。  
当初申請で紙での申請を希望される場合および随時申請をおこなう場合は、学校に申請する旨を申し出てください。

申請書を配布しますので、必要事項を記入(記入例参照)のうえ、在籍する学校へ提出してください。申請中及び認定中に市内転校された場合、転校先学校での再申請は不要です。

オンライン申請  
【当初申請のみ】



### ③ 添付書類

1. 振込先が確認できる通帳のコピーを必ず提出してください。
2. 令和7年1月1日現在、他の市町村に住民登録をされていた方は、下記ア～ウのいずれかの書類を必ず提出してください。

- ・世帯全員分が必要です（16歳以上で所得がなく、かつ添付書類において扶養であったことが確認できる方は省略できます）
- ・添付書類により、『年分』（ア）と『年度』（イ・ウ）の違いがありますので、注意してください。
- ・添付された書類は返却できません。写しの添付を推奨します。

ア 令和6年分の確定申告書控（申告した旨がわかるもの）

- ・第一表及び第二表を提出してください。

イ 令和7年度課税証明書（扶養控除記載のあるもの）

- ・令和7年1月1日現在住民登録されていた住所地で、交付開始日および請求方法を確認してください。

ウ 令和7年度住民税課税（納税）通知書（所得額および控除額の記載箇所）

- ・住民税が個人払いの方（普通徴収）は6月上旬に住民税課税課から、給与天引きの方（特別徴収）は6月頃に勤務先より配布されますので、令和7年6月13日（金）までに提出してください。

### 3 審査結果通知と援助開始月 ※生活保護受給中の方は、別途通知します。

#### ① 当初申請（令和7年4月28日（月）までの申請）

7月頃に学校を通じて通知します。認定された場合は、4月から援助します。

※ただし、転入生で随時申請された場合は、転入学日の翌月から援助します。  
（6月末までに随時申請された方は、7月末までに通知いたします。）

#### ② 随時申請（上記当初申請期日以降の申請）

申請月の翌月中旬に学校を通じて通知します。

認定された場合は、申請月の翌月から援助します（遡って認定はしません）。

※当初認定を受けた方でも、世帯構成に変更があれば、再申請の必要があります。

### 4 援助内容及び支給方法

#### ① 援助内容

学用品費・通学用品費、給食費（現物支給）、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代、新入学児童・生徒学用品費（入学前支給者は除く）、オンライン通信費等

※生活保護受給中の方は、修学旅行費のみが支給対象です。

「オンライン学習通信費」について（別途、審査があります。）

- ・支給条件（1世帯1名分のみ）

①オンライン学習のため、新たに通信費が発生した場合。

②既に通信環境を整備しているが、オンライン学習のために通信費が増額した場合。

- ・注意事項

令和6年度にオンライン学習通信費の支給を受けていた方には、別途継続申請案内を発送します。

パソコンやタブレット、Wi-Fiルータ、中継器等、機器の購入用品は対象となりません。

原則、オンライン学習が始まる前の契約変更は対象となりません。

#### ② 支給方法

学校からの請求により、申請書に記載された口座に振り込みます。

振り込みは年3回の予定です。（1回目：8月末、2回目：12月末、3回目：4月末）

※援助費の請求および受領手続きについては、学校長に委任していただきます。また、学校諸費等の未納がある場合は、学校長が学校諸費等に充当することに同意していただきます。

### 5 お問い合わせ先

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

川西市教育委員会事務局 教育総務課 電話：072-740-1256（直通）